

## 「妻が貯めた『生活費の残り』は誰の財産？」

### 1. よくありがちな状況

妻は専業主婦である。毎月の生活費は夫が妻に渡し、余ったお金は妻名義の預金になっている。夫からは「余ったお金は自分のために自由に使っている」と言われている。

このような状況は多いと思いますが、この場合の妻が貯めた妻名義の預貯金は誰の財産となるのでしょうか？

これに関する判断がされた事例があります。国税不服審判所の判決（平成19年4月11日）です。この事例において、妻名義の銀行預金、郵便貯金、債券などが約6,400万円ありました。この事例において、納税者は「口頭により、夫（被相続人）から贈与を受けた」と主張しました。

しかし、国税不服審判所は次のとおり判断し、納税者の主張を認めませんでした。

○ 夫から「余った生活費は好きに使っている」と言われていても、それがイコール贈与となり、妻名義の財産となる訳ではない。

### 2. 財産の管理状況はどうなっているのか？

ちなみに、この事例は「夫が運用していた債券の解約金が妻名義の口座に入金されていた」、「妻名義の定期預金や総合口座に使用されていた印鑑は夫が使っていたもの」などの事実関係がありました。

そのため、「妻は単に形式上の名義人」と認定された要素もありますが、同じような状況になっている事例は多いものと思われます。

私が様々な贈与のご相談をお受けした際に必ずお伝えしていることは「贈与後の財産の管理状況にご注意ください」ということです。印鑑はいくつもある

ので、どれが銀行印が分からなくなってしまうように、家族全員が同じ銀行印を使用しているケースもありますが、税務調査を考えると望ましくありません。

贈与契約書に押す印鑑、預貯金の登録印などは「年齢を問わず（0歳などであっても）」、各人ごとに分けるべきなのです。もちろん、印鑑が分けてありさえすれば問題が無い訳でもなく、その印鑑の管理状況なども重要になります。定期預金の書き換え手続きに伴う銀行に保管されている書類の筆跡も税務調査でチェックされる可能性があります。この辺りの整理ができていないケースは多く、税務調査で問題になることが多いのです。

### 3. 相続税の税務調査を前提にすると

相続税の税務調査があれば、親族名義の預貯金、貸金庫の有無や入退室の記録は必ず調べられます。銀行の防犯カメラの映像もチェックされることがあります。相続税の税務調査は「被相続人名義の財産調査が半分」、「親族名義の財産調査が半分」と言っても過言ではありません。

この場合、相続人の収入では貯まらない額の預貯金があれば、それは「この残高はどうやって積み立てられたのか?」、「贈与ならば、その贈与は適法に成立しているのか?」という問題に必ずなります。

過去の税務調査の状況が国税庁から発表されますが、毎年の相続税における否認額のトップは「現金・預貯金等」なのです。その内訳は公開されていませんが、「親族名義の預貯金→被相続人の預貯金」と認定された事例は相当多いと考えられます。みなさんとはそうならないようにご注意頂ければと思います。

## 2024年8月 ～お仕事備忘録～

9月は、社会保険の定時決定の結果を反映する月です。給与の変更がある場合は、誤りや漏れがないように注意しましょう。

### 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。

新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング（翌月控除、当月控除）については各社で取扱いをご確認ください。

### 地域別最低賃金の改定額の公示

2024年度の地域別最低賃金が公示されます。都道府県により、改定額と発効月日が異なります（10月1日以降に発効）。

自社の従業員について最低賃金を下回る設定になっていないかを調べておくようにしましょう。

### 健康保険 資格情報のお知らせ配付

マイナ保険証への切替に伴い、すべての加入者に対して、資格情報およびマイナンバーの下4桁が記載されたお知らせが送付されます。個人別に封入されて事業主のもとへ届きますので、従業員への配付が必要です。

## セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！  
**たった5年で売上が7倍<7億円>に！**  
幹部と一緒に作る！！

## 経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！  
◎専門家マンツーマンで丁寧にお教えます！  
◎何でも質問OKです！

**日程 2024年09月13日(金)**

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5名様】

\*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山  
申し込みフォーム :

[https://docs.google.com/forms/d/1XYy5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL\\_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit](https://docs.google.com/forms/d/1XYy5yxO5tG1SwwU0zibIyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit)



## 事務所紹介

# HAPPY BIRTHDAY

\*8月1日(木)

8月生まれの方を事務所全員で祝いました。  
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



BlogとFacebookで事務所の様子や  
職員の日常を紹介しています！  
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



## プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますが電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話 : 097-529-5757 (総務通信担当者宛) メール : [soumu@ideasoken.jp](mailto:soumu@ideasoken.jp)